◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２５４号（H26. 6. 27）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝６件（６月２０日～６月２６日分）
（１）乗合バスが降車客の腕を礫過した事故
（２）貸切バスと軽自動車の衝突事故
（３）貸切バス同士の追突事故
（４）タクシーが健康起因により建物に衝突した事故
（５）トラックの酒気帯び運転
（６）自家用有償旅客運送者の酒気帯び運転

２.「事業用自動車事故調査委員会」の発足について
３．貸切バス事業者に対する集中監査の実施について
４．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
５．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
６．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
７．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
８．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
９．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１０．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
１１．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【１．重大事故等情報＝６件】（６月２０日～６月２６日分）

（１）乗合バスが降車客の腕を礫過した事故

６月２４日（火）午後６時２９分頃、神奈川県に営業所を置く乗合バスが乗客２３人を乗せ運行中、同県内のバス停で、後部扉より乗客２０人を降車させ、発車したところ、降車した乗客（男性）の右腕を礫過した。

男性は携帯電話を車体下部へ落としてしまい、右腕で拾おうとしていた模様。

（２）貸切バスと軽自動車の衝突事故

６月２４日（火）午前７時頃、青森県内の交差点において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客３名を乗せ運行中、軽自動車と衝突した。
この事故により軽自動車の運転者が死亡、バスの乗客１名が肩を打撲する軽傷を負った。
軽自動車は貸切バスから見て左から交差点に進入し、バスと衝突。
現場は信号及び停止表示は無く、軽自動車側が優先道路であった模様。

（３）貸切バス同士の追突事故
６月２４日（火）午後４時３０分頃、静岡県内の国道の交差点において、同県に営業所を置く貸切バス①が乗客を乗せて運行中、当該貸切バス①が当該交差点で右折をしようとしていたところ、対向車をみとめ停車したため、直後を運行していた同事業者の貸切バス②が右折するつもりで交差点に進入しようとしたため貸切バス①に追突した。
この事故により乗客３６名が軽傷を負った。
双方の貸切バスには合わせて約９０名が乗車していた模様。

（４）タクシーが健康起因により建物に衝突した事故
６月２１日（土）午後５時５７分頃、福島県内の市道において、空車で運行していたタクシーの運転者が運転中に意識を失い、右カーブを直進し、住宅の階段に衝突した。
これにより当該運転者は死亡した。
原因については心疾患の疑いがある模様。

（５）トラックの酒気帯び運転
６月２３日（月）午前８時２０分頃、広島県内の国道において、島根県に営業所を置くトラックが走行中、運転操作を誤り左路肩の電柱に衝突した。
現場検証に訪れた警察官が当該トラックの運転者から酒の臭いがする事に気づき飲酒検査を行ったところ、酒気を帯びていることが確認され、酒気帯び運転で逮捕された。

（６）自家用有償旅客運送者の酒気帯び運転
６月２５日（水）午前１１時頃、北海道内の市道にて、道内に営業所を置く自家用有償旅客運送者の車両が、他の車両の後写鏡と接触し、そのまま現場を離れた。その後、乗客を乗せて運行中、警察に車両を止められ、酒気帯び運転で逮捕された。

◇◇◇

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000171.html

◇◇◇

◇◇◇

平成２４年４月２９日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。
今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後２年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成２５年４月２日に公表しましたのでお知らせ致します。
（各検討会）
・「バス事業のあり方検討会」
・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→　http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

◇◇◇

て、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

◇◇◇

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆